

# 指定教習受講の同意書

## (特殊小型船舶操縦士実技教習)

特殊小型船舶操縦士第一種教習の実技教習は、水上オートバイにより教員（修了審査員を含む）が後部座席に同乗して行います。

しかし、危険回避のため教員（修了審査員を含む）にできることは、緊急エンジン停止スイッチを引き抜くことだけであり、ハンドル操作やアクセル操作による回避動作をとることができません。

よって、下記の確認事項及び遵守事項を承諾し、同意できる方は、自署による署名及び捺印をお願いいたします。

なお、同意いただけない方は教習を受講できません。

### [確認事項]

教習中（修了試験を含む）に、万一、障害、死亡その他の事故等が発生したときにおいて、その事故原因が受講者ご本人の操縦又は過失に起因したものである場合は、指定小型船舶教習所は一切その責任を負いません。

### [遵守事項]

- (1) 教員（修了審査員を含む）の指示に従うこと。
- (2) 無理な操作や無謀な運転をしないこと。
- (3) 教習中（修了試験を含む）は、常に安全に留意し慎重に落ち着いて行動すること。

上記事項に同意し、特殊小型船舶操縦士第一種教習所の実技教習を受講します。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

指定小型船舶教習所

(財) 日本船舶職員養成協会 中部支部長 殿

教習開始期日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (当該教習の開始日)

教習地 (場所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(20歳未満の方は保護者の署名、捺印をお願いします)

保護者の氏名 \_\_\_\_\_ 印